

中学生議会 議案第3号

基山町の観光地整備及び観光客誘致に関する条例の制定について

基山町の観光地整備及び観光客誘致に関する条例を次のように定める。

令和7年10月4日提出

基山町長 池 尻 蒼 佑

中学生議会 条例第3号

基山町の観光地整備及び観光客誘致に関する条例

第1条 この条例は、観光地を整備することで、観光客を増やし、知名度を上げて交流人口及び町の収入増加を目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、基山町を代表する漫画家の作品を使った次の事業を実施する。

- (1) モニュメントとして、アニメキャラクター像を設置する。
- (2) キングダムロードと、キングダムのオリジナルマンホールを設置する。
- (3) 観光地を利用したスタンプラリーなどのイベントを実施する。
- (4) キングダムの資料館を設置する。
- (5) モール商店街を改名し、アーチ看板を設置する。

第3条 事業成功のため、次に掲げるものを行う。

- (1) 作者や住民、土地の所有者から承諾を得る。
- (2) SNSを使った周知や広報により、基山町への観光客を呼び込む。
- (3) 財源を確保する。

第4条 事業範囲は基山町全体とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在、基山町は観光地が少なく、素通りされる例がある。また、旅行者も少ない。このような状況を改善させるために、観光地としての整備を行い、基山町に観光客を呼び込む。